

## 第1章 総則

### (名称)

- 第1条 この法人は NPO 法人多文化子ども自立支援センターという。  
英文名称を NPO Support Kids, Japan とし、必要に応じて英文名称を併用する。

### (事務所)

- 第2条 この法人は主たる事務所を東京都中野区沼袋2丁目20番5号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

- 第3条 この法人は主に、地域に定住し、将来も日本の社会に根ざし、社会の担い手となる外国の文化背景のある子ども（以下「当該生」）の、日本の生活に関する支障を最大限少なくし、必要な学業・技術の修得が得られるように環境を整備し、自立した生活者となれるよう支援を提供する。又、この支援活動を通して、地域の人々との多文化共生社会の実現を図ることを目的とする。

- 第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- 第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の「事業」を行う。

- (1) 当該生の自立支援のための事業
- (2) 当該生のアイデンティティ確立のための事業
- (3) 当該生の教育・生活等環境問題解決のための事業
- (4) 地域における多文化共生の実現のための事業
- (5) 帰国子女への支援事業
- (6) 各種講座・講習・ワークショップ等開催事業
- (7) 各種講師・通訳・カウンセリング事業、及び専門家派遣事業
- (8) 法人の活動に関連するテキスト・電子媒体の企画・制作事業
- (9) 情報収集・伝達・発信事業
- (10) 他のグループ団体との連携事業
- (11) その他、第3条の規定に基づく各種の事業の実施

### 第3章 会員

#### (会員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、団体および法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した団体・法人
- (3) 情報会員 この法人の活動を理解し、この法人の発信する情報を受ける目的で入会した個人、団体および法人

#### (入会)

第7条 正会員の入会資格は、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものの入会を拒否する正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。団体および法人の場合は、入会申し込みは団体名ないし法人名で行うものとし、必ず団体ないしは法人の代表者名およびその連絡先(団体ないし法人および代表者の連絡先)を併記するものとする。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員の入会については、代表理事が別途これを定める。
- 5 情報会員の入会については、代表理事が別途これを定める。

#### (会費)

第8条 正会員は理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は本法人を支援するために毎年1口以上の会費を納入しなければならない。  
会費の額に関しては、理事会において別に定めるものとする。
- 3 情報会員は本法人が発信する情報を受けるため毎年会費を納入しなければならない。  
会費の額に関しては、理事会において別に定めるものとする。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 代表理事宛に退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を法人が定める各事業年度の会費納入期限までに2事業年度にわたって納入しないとき。

(4) 本定款第 11 条の規定により除名されたとき。

- 2 賛助会員は、会費納入期限までに会費の納入をしないとき、又は、あらかじめ登録された連絡先に連絡がつかなくなった時点から 2 ヶ月後に、会員資格を喪失するものとする。
- 3 情報会員は、会費納入期限までに会費の納入をしないとき、又は、あらかじめ登録された連絡先に連絡がつかなくなった時点から 2 か月後に、会員資格を喪失するものとする。

(退会)

第 10 条 正会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。ただし事業年度の途中で退会届を提出し、その事業年度の会費を既に納入している場合は、その納入済の会費の返却を受けることは出来ない。

- 2 賛助会員、情報会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

ただし事業年度の途中で退会届を提出し、その事業年度の会費を既に納入している場合は、その納入済の会費の返却を受けることは出来ない。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の多数決による議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。尚、除名の事例が発生した際は、除名の後の最初の総会においてその経緯および除名理由を含めて報告を行うこととする。

(1) この定款に反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費、及びその他の抛出金は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

- 2 理事には、以下の役職を置く。

(1) 代表理事 1 名

- (2) 常務理事 1名以上3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 活動代表 各活動分野毎 1名

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び常務理事、事務局長、活動代表は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 常務理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は、代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 事務局長は、定款及び総会の議決に基づいて法人の事務を執行する。
- 4 各活動代表は、この法人の目的を達成するために、各分野の活動を推進し、理事会で活動報告を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を執行する。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
  - (2) この法人の財産の状況を監査する。
  - (3) 前2号の規定による監査結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求する。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障等のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用の支弁等)

第19条 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

- 2 役員の実費用の支弁に関して必要な事項は、別に細則で定める。

(職員)

第20条 この法人に職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の承認を得た上で代表理事が任免する。

## 第5章 会議

(種類及び開催)

第21条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会で必要と認められ、召集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事が召集したとき。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(召集)

第23条 総会は第21条第3項の場合を除き、代表理事が召集する。

- 2 総会の召集は、会議を構成する会員に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前

までに通知しなければならない。

- 3 代表理事は第21条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(権能)

第24条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) この法人の解散又は合併
- (4) 残余財産の帰属に関する事
- (5) その他、運営に関する重要事項

(議長)

第25条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

代表理事がやむを得ず議長となれない場合は、代表理事が指名した理事が議長となることができる。

(定足数)

第26条 総会は正会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

団体および法人正会員は1団体ないし1法人につき1名のみを定足数の有効出席者とする。

(議決)

第27条 総会における決議事項は第23条第2項の規定によって、あらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款が規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

団体および法人正会員については1団体ないし1法人につき1名を議決有効数とする。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

ただし、団体および法人正会員については1団体ないし1法人につき1表決権があるものとする。

- 2 やむを得ず総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

団体および法人正会員の書面又は電磁的方法による表決にあたっては

1 団体ないし 1 法人につき 1 票を有効票とする。

- 3 前項の規定によって表決した正会員は出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は当該議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合においては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会の出席者のうちで議長が指名した 2 名以上が、署名・押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算ならびにその変更
- (4) 会費の額

- (5) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）、  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

（召集）

第33条 理事会は代表理事が召集する。

- 2 代表理事は前条第2項及び第3項の規定による請求があったときには、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事がやむを得ず議長となれない場合は、代表理事が指名した理事が議長となることができる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法で表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を持つ理事は、その議事の議決に



加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長から指名された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 活動事業運営組織

(分野別活動)

第38条 この法人に、活動事業の円滑な運営を図るために、事業の種類によって分野別に活動を行う。活動分野および各活動代表は理事会により決定する。

- 2 各活動分野は、各活動代表を中心として円滑な活動を行う。
- 3 各活動分野は、全体の目的に沿った活動を行う。
- 4 この法人の総会では、各活動代表またはその代理人が分野を代表して、活動状況を報告し、総括する。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号を持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産の管理は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は代表理事が作成し、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

2 予算をもって定めるもののほか、借入金の実行その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決をしなければならない。

(事業報告及び決算に関する書類)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年終了後、原則として2ヶ月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席ないしは書面又は電磁的方法をもって表決したことによって出席したとみなされたことが確認された総会において出席した及び出席したとみなされた正会員の4分の3以上の多数の議決を経なければならない。

- 2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
  - (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
  - (2) 資産に関する事項
  - (3) 公告の方法

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に関する事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。  
団体および法人正会員については1団体ないし1法人はそれぞれ1正会員として有効承諾数とする。
  - 3 前項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席ないしは書面又は電磁的方法をもって表決したことによって出席したとみなされたことが確認された総会において、出席した及び出席したとみなされた正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 団体および法人正会員については1団体ないし1法人はそれぞれ1正会員として有効議決数とする。

## 第10章 公告の方法

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第11章 その他

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

以 上